

1 評議員・役員選任・決算手続きフロー（例）

①理事会（旧役員）→②定時評議員会（旧評議員）→③理事会（新役員）→④評議員選任解任委員会の順に実施

評議員選任解任委員の選任	評議員の選任	役員選任	決算
就任承諾書等の提出 欠格事由等の確認	就任承諾書等の提出 欠格事由等の確認	就任承諾書等の提出 欠格事由等の確認	監事監査 監査報告作成 監査報告通知

開催の順番のポイント

②定時評議員会
③理事会
④評議員選任・解任委員会
を可能なら、同一日に開催
※同一日に開催すれば、旧と新の評議員の間に、空白期間ができない。

Q:同一日に開催できない場合はどうなりますか。
A:空白期間ができますが、その間は前任の評議員が、権利義務を承継することになります。

①理事会（旧役員）

- 新理事候補者案
- 新監事候補者案

【承認】

- 計算書類
- 事業報告
- 計算書類附属明細書
- 事業報告附属明細書
- 財産目録
- 監査報告【報告】

○評議員会開催の決議

②定時評議員会（旧評議員）

- 理事・監事の選任

○計算書類【承認】
○事業報告【理事による報告】
○財産目録【承認】
○監査報告【報告】

③理事会（新役員）

- 評議員選任解任委員（新）の選任（委員の任期満了による選任替えを伴う場合）
- 新評議員候補者案
- 評議員選任解任委員会開催の決議
- 理事長等の互選（業務執行理事）

○理事・監事就任

④評議員選任解任委員会

- 評議員の選任
- 評議員就任

○理事長等就任



旧評議員の任期

前任の評議員が権利義務を承継

新評議員の任期

法務局への登記

- 理事長変更の登記
- 資産の変更登記

所轄庁への届出・情報公表

- 理事長変更届 (WAM-NET)
- 所轄庁への届出
- 情報の公表

※毎会計年度終了後3ヶ月以内
※理事長の変更登記は2週間以内